

○南房総市水道事業使用水量の認定及び水道料金の軽減に関する規程

平成28年3月17日

水道事業管理規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、南房総市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第25条及び第30条の規定に基づき、使用水量の認定及び水道料金の軽減について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「実績水量」とは、次に掲げるいずれかの水量をいう。

ア 使用実績が3期間以上（6ヶ月以上）の場合は、直近3期間の使用水量の平均または前年同期の使用水量のうち多い方

イ 使用実績が3期間未満（6ヶ月未満）の場合は、直近3期間未満の使用水量の平均

ウ その他使用状況を勘案して計算した水量

(2)「検針水量」とは、水道メーター（以下「メーター」という。）により計量した料金算定の基準となる期間の水量をいう。

(認定の基準)

第3条 使用水量の認定は次に掲げるとおりとする。

(1)メーターに異常があったとき

区分	認定方法
(1)メーターの早動、遅動、不動	実績水量を使用水量として認定する。
(2)メーターの破損	
(3)メーターの逆取付、接続不良	
(4)その他異状のもの	

(2) 使用水量が不明のとき

区分	認定方法
(1) 利用者不在で立入困難	実績水量を使用水量として認定する。
(2) 埋没水没その他で検針不能	
(3) 猛犬、工事現場等で立入困難	
(4) その他不明のもの	

(水道料金の軽減の基準)

第4条 水道料金の軽減は、次の各号のいずれかに該当する場合、軽減した使用水量により水道料金を算出する。

軽減の適用範囲	軽減後の使用水量算出方法
(1) 発見困難な箇所からの漏水	軽減後の使用水量＝実績水量＋〔(検針水量－実績水量)／2〕 ただし、軽減後の使用水量は、実績水量の10倍（実績水量が16立方メートル以下のときは160立方メートル）を上限とする。
(2) 赤水等による放水	実績水量を使用水量として認定する。
(3) 市長が公益上その他必要と認めた場合	

2 発見困難な箇所からの漏水について、漏水箇所の修理が完了していることを水道料金の軽減の条件とする。

(軽減除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、発見困難な箇所からの漏水による水道料金の軽減を適用しない。

- (1) 水道利用者等の故意又は重大な過失により漏水したとき。
- (2) 漏水の事実が明らかであるにもかかわらず、水道利用者等が修理をせずに放置していたとき。
- (3) 給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第

5条第1項に規定する基準に適合しない給水装置より漏水したとき。

(4)「南房総市指定給水装置工事事業者」以外の者が修理したとき

(5)前各号に掲げるもののほか、水道使用者等が善良な管理者の注意義務を怠ったとき。

(軽減回数)

第6条 発見困難な箇所からの漏水による水道料金の軽減は、メーターの設置箇所1つにつき1回限りとする。

2 前項の規定は、市長が公益上その他特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。